

令和元年11月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
令和元年12月5日～6日

場 所 第3委員会室

令和元年12月5日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和元年度宮崎県一般会計補正
予算(第4号)

○議案第3号 令和元年度宮崎県公営企業会計
(電気事業)補正予算(第1号)

○議案第10号 市町村立学校職員の給与等に関
する条例の一部を改正する条例

○議案第12号 特定大規模災害等に対処するた
めの地方警察職員の特殊勤務手
当の特例に関する条例

○議案第24号 損害賠償額の決定について

○議案第26号 公の施設の指定管理者の指定に
ついて

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経
営に関する調査

○その他報告事項

- ・ストーカー・DV・児童虐待事案の現状と対
策について
- ・令和元年度各事業の上半期の状況について
- ・緑のダム造成事業植樹祭について
- ・宮崎県企業局経営ビジョン(素案)について
- ・県立高校生の就職内定状況について
- ・「新美術公募展(仮称)」について
- ・第81回国民スポーツ大会に向けた競技力向上
対策の経費について

出席委員(7人)

委員 長 渡 辺 創
副委員 長 安 田 厚 生

委員 蓬 原 正 三
委員 井 本 英 雄
委員 濱 砂 守
委員 有 岡 浩 一
委員 日 高 利 夫

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長 阿 部 文 彦
警 務 部 長 大 塚 祥 央
警務部参事官兼
首 席 監 察 官 時 任 和 博
生 活 安 全 部 長 河 野 重 定
刑 事 部 長 廣 澤 康 介
交 通 部 長 谷 口 浩
警 備 部 長 小 野 博
警務部参事官兼
会 計 課 長 河 野 晃 央
警務部参事官兼
警 務 課 長 福 永 光 宏
生活安全部参事官兼
生活安全企画課長 鍋 倉 幸 次
総 務 課 長 上 平 賢 一
少 年 課 長 宮 崎 俊 昭
生 活 環 境 課 長 井 上 保 志
交 通 規 制 課 長 日 高 靖 和
運 転 免 許 課 長 日 高 好 章

企業局

企 業 局 長 岡 師 雄 一
副 局 長 野 口 和 彦
(総 括)
副 局 長 土 屋 喜 弘
(技 術)

総務課長 奥 浩 一
経営企画監 田 原 充 生
工務課長 森 本 誠 二
電気課長 新 穂 浩 一
施設管理課長 上 石 浩
総合制御課長 楠 見 博

教育委員会

教 育 長 日 隈 俊 郎
副 教 育 長 亀 澤 保 彦
教 育 次 長 川 越 淳 一
(教育政策担当)
教 育 次 長 黒 木 健 一
(教育振興担当)
教 育 政 策 課 長 中 嶋 亮
財 務 福 利 課 長 本 田 潤 一
育 英 資 金 室 長 重 盛 俊 郎
高 校 教 育 課 長 児 玉 康 裕
義 務 教 育 課 長 東 宏 太 朗
特 別 支 援 教 育 課 長 酒 井 裕 市
教 職 員 課 長 黒 木 貴
生 涯 学 習 課 長 新 純 一 郎
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 萩 尾 英 司
高 校 総 体 推 進 課 長 米 丸 麻 貴 生
文 化 財 課 長 四 位 久 光
人 権 同 和 教 育 課 長 鎌 田 剛 史
図 書 館 長 中 原 光 晴
美 術 館 副 館 長 加 塩 美 昭
総 合 博 物 館 長 黒 木 義 博

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹 関 谷 幸 二
議 事 課 主 任 主 事 三 倉 潤 也

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任

委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、本日の午後の委員会に、宮崎公立大学の学生3名が傍聴したいという申し込みがっております。傍聴人の入室を認めることといたしますので、御了承いただきたいと思ひます。

なお、傍聴される時間は午後1時から2時までの1時間程度ということですので、よろしくお願ひいたします。

また、この際に、事務局職員による審査の様子の写真撮影もあるということですので、御承知いただければと思ひます。

次に、議案第10号及び第12号に対する人事委員会の意見についてであります。

議案第10号は市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正、第12号は特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例となっておりますが、お手元に配付している資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっており、その回答でありますので、御参考にお配りいたしてあります。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、

本部長の説明を求めます。

○阿部警察本部長 おはようございます。まず、冒頭、私から一言おわびを申し上げたいと思います。

既に広報し、報道等もなされておりますが、11月29日、強制わいせつ未遂等事案で本件警察官に対し減給の懲戒処分を行いました。なお、当該警察官は既に辞職しております。

委員の皆様を初め、県民の皆様の警察に対する期待と信頼を損ないましたことにつきまして、大変申しわけなく思っております。この場をおかりし、改めておわびを申し上げたいと思います。

県警といたしましては、再発防止策を徹底することはもとよりありますが、県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察活動を推進し、安全で安心な宮崎を実現するよう努めることによりまして、県民の信頼回復に努めてまいり所存でございますので、どうか御指導のほど引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、本日御審議いただく議案及び報告案件は、特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例、損害賠償額の決定について、損害賠償額を定めたことについて、ストーカー・DV・児童虐待事案の現状と対策についての4件であります。

以上の案件につきまして、それぞれ担当部長から説明、報告させますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○渡辺委員長 次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大塚警務部長 お手元にあります令和元年11

月定例県議会提出議案、85ページの議案第12号、特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例につきまして、御説明いたします。

また、お手元の文教警察企業常任委員会資料の資料1としまして、特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の制定についてという題名の資料を準備しておりますので、こちらをあわせてごらんください。

初めに、特殊勤務手当について説明いたします。

特殊勤務手当とは、警察職員が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、そのほか著しく特殊な勤務に従事した場合に支給される手当であり、現在、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例によりまして、刑事作業手当、交通捜査作業手当、警ら作業手当、災害警備等作業手当などの手当を規定しております。

この種の手当につきましては、地方公務員法第24条の規定により、本県では条例で定めるところであり、この条例に定める額については、警察法第56条第2項の規定により警察庁の職員の例を基準として定めることとなっております。

次に、今回、条例の制定を御提案することになりました理由について御説明いたします。

国が特殊勤務手当に関する人事院規則の特例として、平成29年5月に東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則の特例を制定いたしました。これに伴いまして、東日本大震災以外の特定大規模災害等が発生した場合においても、東日本大震災と同様の手当が速やかに支給できるようにするため、国の規則に準じて新たに条例を制定するものです。

なお、特定大規模災害とは、災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害をいひまして、これまで東日本大震災の際に設置されたのみであります。

次に、条例案の概要につきまして説明いたします。

第1条では条例の目的を、第2条では用語の意義を定義しております。第3条では国の規則の特例に準じまして、災害警備等作業手当の加算措置について規定しております。特定大規模災害の被災現場において警察職員が災害警備等作業に引き続き5日以上従事した場合には、従事した全ての日を対象として日額手当を倍額まで加算するというものです。

第4条では国の規則の特例に準じまして、原子力緊急事態宣言に対処するための災害警備等作業手当の特例を規定しております。内容は記載のとおりでありまして、具体的な区域や手当額については、大規模災害発生時に人事院が定めますことから本県も国の規則に準じて公安委員会が定めることとしております。

第5条では委任について規定しております。国の規則におきましては、必要な事項は人事院が定めることとなっておりますので、本条例についても必要な事項につきましては公安委員会が定めることとしております。

最後に、条例の施行期日につきましては、公布の日からとしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第24号の損害賠償額の決定について、御説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の資料2をお開きください。

損害賠償の概要につきましては、公用車による交通事故に伴う人身に対する損害賠償であり

ます。

本事案は、相手方の車の運転者の損害賠償額について、議案第24号で県議会の議決をお願いするものであります。また、物件事故につきましては、後ほど報告事項のところで御説明させていただきます。

事故の発生日時、内容等につきましては、平成30年3月27日午後0時12分ごろに宮崎市田野町甲の九州縦貫自動車道宮崎線上り66.9キロポスト先路上におきまして、交通部高速道路交通警察隊に所属する巡査長の警察官が単独で交通取り締まり用四輪自動車を運転し、高速道路を警ら中、自車前方の追い越し車線に交通違反車両を認めたことから同車両に停止を求めました。交通違反車両は減速し、追い越し車線から走行車線に移行したことから、警察官も自車を減速させ、左後方の安全確認が不十分なまま追い越し車線から走行車線へ進路変更したところ、左後方から走行車線を進行してきた相手方車両の右後部に警察官の運転する車両の左前部が衝突し、さらに相手方の車両はこの衝突の勢いでそのまま左側にあるのり面に左前部を衝突させたものであります。

今回の損害賠償額につきましては、運転者が頸椎ねんざ及び腰椎ねんざ等により、治療に約1年近くかかっておられます。また、事故による後遺障がい認定され、治療費、交通費、文書料、傷害慰謝料に加えまして、逸失利益、後遺障害慰謝料等を含めた人身損害額が325万6,741円となり、過失割合は県側が100%であることから全額保険から充当しております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、損害賠償額325万6,741円について県議会の議決をお願いするものであります。

県警では、公用車を運転する全職員がさまざまな警察活動で求められる運転技能や知識を十分に発揮できるよう、公用車運転適格審査制度を設けるなど諸対策を講じております。

しかしながら、さきに報道されているとおり、県内の高速道路において緊急走行中の公用車が中央分離帯に衝突する交通事故が発生するなど、損害賠償を伴う事案が継続して発生している現状があります。交通指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故の発生につきましては、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますし、県警としては引き続き気を引き締めて諸対策を推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、議案第24号の損害賠償額の決定についての説明を終了いたします。

○渡辺委員長 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○蓬原委員 損害賠償額ですけれども、相手に対しては人身損害額325万6,741円、その他の90万円については報告事項で報告となっておりますが、報告事項というのはどこですか。

○大塚警務部長 325万円強につきましては、これは人身事故に関する賠償の部分でございます。報告事項の90万円の部分につきましては、車両が御本人の車両ではなくて会社の車だということもありまして、賠償の相手先が御本人ではなくて会社になってくるものですから、物損事故の部分につきましては、報告事項で報告させていく形になっております。

○蓬原委員 別途報告があるということですね。わかりました。

○日高委員 損害賠償の件ですけれども、夕べ

でしたか、テレビでちらっと見たんですが、高速道路の中で取り締まりをするときには、必ず2人乗っておられたんですけれども、まず1点目は、この高速の警察官の方は単独でという記載がありますが、単独ということは、何も問題ないのでしょうか。

○谷口交通部長 単独で交通取り締まりをやってはいけないという規則はございません。ただし、やはり事故防止上、2人が原則ということでは指導しておりますが、人員の都合や勤務の都合上、1人にならざるを得ない場合があります。

例えば、通常2人で勤務しておりますが、1人の乗務員が休憩等で休む場合に、緊急走行の事案に対応しなければならないときは、1人で出かけざるを得ないという、いわゆる間隙を生じさせない体制ということで、1人ということも十分あり得ます。

○日高委員 左のほうによけたわけですね。もし仮に2人で、助手席にどなたかおられたら、もしかしたら未然に防げたのかなというのもあるし、100対0という割合は、なかなかないと思うんですけれども、よっぽど急にハンドルを切られたのかなと、そういう心配もするんですが、今、部長が言われたように、どこもやはり人手が足りないということで、そういう状況が出て来るのかなと思います。ただ、警察の方にとっては、やはり国民の命を守るという大切な仕事ですので、この辺はしっかりと人員確保に頑張っていたいただきたいと思います。

○井本委員 原則が2人なら、これは例外ですよ。

○谷口交通部長 原則と申しましたのは、事故防止上の観点から、基本、できれば2人勤務のほうよろしいということで、例外ということではないんです。

○井本委員 何か特別な事情があったから1人にしていただけですか。

○谷口交通部長 先ほども少し御説明いたしましたが、今回の事故の際は、昼休みの時間帯で、実は当日の勤務は2人しかいませんでした。2人勤務の中で1人が昼食等で休憩すれば、そのときに警ら勤務に出ないといけないので、それに出ている違反者を発見した。そのときに1人で違反を発見した以上、どうしても追跡するわけですので、そこで、1人で後方不確認のまま左車線に入ってしまったということです。

これは参考までなんですけれども、そのトラックの運転者で被害者の方は、通常パトには気づいているんです。パトには気づいていて、何らかの事案が発生しているということで減速を始めているんですが、きのうテレビで見られたのであれば少しわかったかもしれませんが、通常、違反者の前に出る場合も結構あるんです。トラックドライバーは多分違反者の前に出ると想定していたみたいなんです。ところが左に入って来たものですから、あわててトラックドライバーも左に抜けようとしたんですが、そこにパトカーが当たったという事故でございました。

本来は、やはり2人でいれば、言われたとおり後方確認ができていたのではないかという点は、十分反省しておりまして、その点については事故防止検討会で指導等をしております。

○有岡委員 確認でお尋ねいたしますが、この相手方の方は完治して、今後は人身損害額が発生しない、これで完結したということでしょうか。

○大塚警務部長 そのとおりでございます。

○有岡委員 わかりました。

もう1点、特殊勤務手当の関係で確認なんですけれども、実績が知りたくてお尋ねするのですが、

例えば東日本大震災のときに、3条、4条で県警から出られたという実績があれば、参考にお尋ねいたします。

○大塚警務部長 東日本大震災の際に、平成24年度以降ですけれども、毎年派遣しております。これまで合計では約1,620万円強を支給しているという状況でございます。

○有岡委員 金額も大事ですが、人間がどれぐらい行っているかがお尋ねしたいことなんです。

○大塚警務部長 延べ2,458名が派遣されております。

○有岡委員 ありがとうございます。

○渡辺委員長 ほかに議案に関してございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、議案については以上といたします。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○大塚警務部長 令和元年11月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて、御報告いたします。

今回、御報告させていただく警察における損害賠償事案としましては、報告書3ページの1件目から4件目までの交通事故が4件と、報告書4ページの3件目の交通事故が1件の合計5件でございます。

それでは、3ページの1件目の交通事故の概要について、御説明いたします。

この事故につきましては、宮崎南警察署の警察官が、平成31年1月18日の午後2時34分ごろ、宮崎市内の路上において相手方車両の後方に自車を停車させ降車したところ、車両が無人のまま前進し、前方に駐車していた相手方車両の左後部バンパーに衝突させたものであります。

事故の原因については、当該職員が職務質問

を実施するため降車する際、ギアをドライブからパーキングに切りかえるのを失念し、さらにフットブレーキの踏み込みも甘かったことから、車両が無人のまま前進したことによるものです。

過失割合につきましては、停車中の車両に衝突した事案でありますので、相手方に過失はありません。

相手方の車両は、後部バンパー等の修理代で5万600円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車には、修理を要する損傷の発生がありませんでした。

次に、3ページの2件目の事故について説明します。

この事故につきましては、刑事部組織犯罪対策課の警察官が単独勤務中の平成31年2月13日の午後1時30分ごろ、宮崎市内の駐車場において自車を駐車枠に駐車させるため交代したところ、右折待ちのため左後方で停車していた相手方車両の左後部付近と公用車の左側面が接触したものであります。

原因につきましては、警察官の後方安全不確認によるものです。

過失割合につきましては、停車中の車両に衝突した事案でありますので、相手方に過失はありません。

相手方車両は左後部バンパー等の修理が必要となり、9万1,000円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車には、左側面の修理を要する損傷が発生し、修理代にかかった5万4,907円を県費から支払っております。

次に、3ページの3件目の事故について、御説明いたします。

この事故は、宮崎南警察署の警察官が、平成31

年2月27日の午前11時10分ごろ、宮崎市内の路上において公用バイクを運転中、左手首の腕時計に脇見をしたことで自車が斜走していることに気づくのがおくれ、急制動の措置をとるも間に合わず、縁石附属のガイドポストに衝突したものであります。

原因については、左手首の腕時計に脇見をし、前方不注視のまま漫然と進行したことであります。

過失割合につきましては、縁石に設置してあるガイドポストに接触した事案でありますので相手方に過失はありません。

ガイドポストの取りかえ修理及び工賃等で8万6,000円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用バイクには、左側面の修理を要する損傷が発生し、修理代にかかった2万1,427円を県費から支払っております。

次に、3ページの4件目の事故について、御説明します。

この事故は、高千穂警察署の警察官が、平成31年4月12日の午後4時30分ごろ、西臼杵郡日之影町内の路上において、同署が急傾斜の上り坂であり、さらに頂上付近が右カーブで進路先が目視できなかったことから、急傾斜の中腹で停止し、進路先を確認後、再発進しようとブレーキペダルから足を離した瞬間、急傾斜の上り坂であったことから、車両が後退を始め、アクセルペダルを踏み込みましたが、車両は後退を続け、急傾斜の左後方に設置されていた金網フェンスに衝突したものであります。

事故の原因については、急傾斜の上り坂で不用意にブレーキペダルから足を離したこと、さらにその対処法としてアクセルを一気に踏み込んだことでタイヤが空転する等の操作不適によ

るものです。

過失割合につきましては、道路に設置してある金網フェンスに衝突した事案でありますので、相手方に過失はありません。

この事故により、金網フェンスの取りかえ等の修理が必要となり10万5,840円の損害額が生じ、県警の任意保険から全額を支出しております。

公用車には、左後部バンパー等の修理を要する損害が発生し、修理代にかかった10万1,800円を県費から支払っております。

最後に、4ページの3件目の事故について御説明いたします。

本件は、特別議案の損害賠償額の決定についてで説明いたしました交通事故の物件に対する損害賠償になります。

相手方車両の所有者が運転手の勤務する会社の所有となり、物件事故に係る損害賠償の支払い先が運転手と異なることから、別に報告するものであります。

この事故で、相手方車両ののり面に衝突した左前部及びパトカーと接触した右後部の修理等により、100万円の損害が発生し、相手方と減額交渉の結果、請求額の9割の支払いで和解し、県警の任意保険から90万円を支出しております。

公用車には左前部バンパーの修理を要する損害が発生し、修理代にかかった8万5,720円を県費から支払っております。

以上の5件が損害賠償事案になります。

先ほど議案のところで御説明いたしましたとおり、県警では公用車を運転する全職員がさまざまな警察活動で求められる運転技能や知識を十分に発揮できるよう公用車運転適格審査制度を設けるなど、諸対策を講じております。

しかしながら、今回の報告のとおり、損害賠

償を伴う事案が継続して発生している現状があります。

交通指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故の発生につきましては、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますし、県警としましては、引き続き気を引き締めて諸対策を推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で、損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○渡辺委員長 説明が終了いたしました。報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

○日高委員 2点ほど勉強不足で申しわけないんですが、まず今の事故の関係は、毎回報告されますけれども、年齢的なものというのはいないのかどうか。例えば、やはり年齢的に高齢の職員の方の事故の割合が高いとか。

○大塚警務部長 本年発生 of 平成31年1月から令和元年の10月末までの事故の発生状況を分析しましたところ、20代が約40%、30代が約37%という状況でございます。20代、30代が8割弱を占めている状況でございます。

○日高委員 もう1点だけ。この損害賠償を議会で報告するのは、基本的には自治法の規定の中でそういうことになるわけですか。

○大塚警務部長 300万円以下の交通事故につきましては、知事専決になっておりまして、その知事専決の後に議会に報告することになっております。

○日高委員 専決処分をして、その後の専決の報告ということですね。これも保険適用ですよ。多分、一般の市町村の議会ではこういった保険適用の事故の報告とかはほとんど——私は国富町ですけれども、ないと思うんですが、や

はり法的にこのような額でも報告しなくてはならないという規定になるわけですか。

○大塚警務部長 県警に限らず、県職員による交通事故につきましては、先ほど申し上げたとおり、全て報告させていただく形になっております。

○日高委員 これはどこの県もそうなんですか。例えば、条例で規定を変えて、ここから下は専決で、報告の義務をもたないというところはないのか。全国でやっぱりこういう状態になっているんですか。

○時任首席監察官 全国の報告状況については把握しておりませんが、任意保険で賠償した交通事故を議会報告する根拠といたしましては、地方自治法第96条第1項の13号等により報告しているところでございます。

○日高委員 最後ですけれども、今申し上げたのは、保険適用でけりがつくようなものだったら、事務的にも皆さんの責任の範疇でやれば、この5万円とかいうところまでわざわざこれを書類にして、結構時間もかかるでしょうから、そこまでは必要ないのかなと私は考えたところです。他県の状況もぜひ調べていただいて、いや、どこも全部やっているんだというなら、それは法的な問題でしょうが、もしそれを省略しているようなところがあったら、参考にさせていただきたいと思います。

○蓬原委員 今の保険に関してですけれども、確かに保険支払いですけれども、以前もほかの部で話をしたことがあるんですが、その説明の仕方が、保険で払うからいいとは言っていないけれども、県の財政には影響ないみたいな言い方をされたので、保険というのは事故を起こすと確か保険料が上がるんです。この保険料は一般会計から出ているはずですので、事故が起き

ていくということは、大きな金額ではないかもしれないけれども、やはり歳出の中で一般会計に負担をかけていることです。今の御意見もあろうかと思いますが、まして県有の車両、これは警察だけにとどまらず、公道において事故を起こし、相手方にそれなりの損害を与えたことについては、やはり公務員として我々県民の代表である議会に、先ほど根拠も自治法の話がされましたけれども、やっぱりしていただいたほうが、いろんな面でいいのかなと、すべきではないかなと思っているので、その金額は幾らになったかまでは聞きませんが、そういったことは間違いないですよ。

○福永警務課長 任意保険の報告の関係でございますけれども、平成24年6月までは、県警の対応としましては、任意保険で賠償が行われているということで議会報告はしておりませんでした。知事部局については、平成20年から、任意保険加入車両による交通事故についても議会報告を行うようになりまして、平成24年6月の時点で財政課からも報告の要請がありましたものですから、それ以降、報告をするようにしているものでございます。

○渡辺委員長 以前もありましたが、確認ですけれども、任意保険は入札で決めるという話だったですよ。その根拠には事故の数とか補償額とかも応札される方にしたら根拠になっているという考え方でいいんでしょうか。

○大塚警務部長 今お話にありましたとおり、前年度の交通事故の発生状況を踏まえて保険会社が入札し、その後、契約する形になりますので、事故の発生状況が契約金額に影響することになります。

○井本委員 今の保険の話、前にも聞いたことがあるのですが、一応、求償権は発生するわけ

ですよ。だから、やっぱり細かい任意保険がちょっと値段が上がったぐらい大した額ではないかもしれないけれども、一応、県警側には個人に対しても求償権が発生するわけですから、やっぱりそのままにしておくわけにはいかないだろうと、話を聞きながら思ったところですけども。

○大塚警務部長 求償につきましては、県が定めました求償基準に基づいて求償することとしております。今回、御報告させていただいた案件につきましても、賠償等審査会において審査をしていただき、事故の原因が故意または重大な過失によるものではないということで御判断いただきまして、その結果、求償しないということで決定されているものでございます。

○渡辺委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○河野生活安全部長 ストーカー・DV・児童虐待事案の現状と対策につきまして、お手元にお配りしました資料に基づき説明させていただきます。

ストーカー・DV事案——ドメスティック・バイオレンス事案は、端的に申し上げますと感情のもつれ等に起因する事案であります。

昨今の情報技術の進展や対人関係の多様化等により、被害の深刻さを含め事案の概要がつかみづらいという特性を有する事案であります。

加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものも多く、中には、特に加害者が被害者等に対して強い危害意思を有している場合は、警察に検挙されるということを顧みずに犯行に及ぶことがあるなど、事態が急展開するおそれがあります。

また、児童虐待事案についても、そのほとんどが家庭内で発生しているため、被害が潜在化しやすいという特性を有する事案であります。

さらには、被害児童が加害者の経済力に依存している場合が多いこともあって、被害児童やその家族からの被害申告がなされにくいだけでなく、加害者をかばう傾向があり、真相解明が困難となり、虐待行為が継続して行われるおそれのある事案であります。

警察としましては、このような事案の特性あるいは危険性を踏まえ、事案認知直後から迅速・的確な対処を徹底し、被害者等の安全確保を最優先にした保護対策を推進しているところであります。

それでは、まず、ストーカー・DV事案の1、現状について説明いたします。

常任委員会資料の資料3をごらんください。

(1)のグラフは、平成26年以降の県内及び全国のストーカー・DV事案の相談件数をあらわしております。

県内のストーカー・DV事案の相談件数は、年々増加傾向にありまして、平成30年のストーカー相談件数は387件、DV事案の相談件数は719件と、それぞれ法施行後、最大の件数でありました。

ことしも増加傾向は続いておりまして、速報値でありますけれども、本年10月末現在でストーカー相談件数は465件、DV相談件数は670件と、本年末には過去最高の件数となる見込みであります。

全国の相談件数を見ていただきますと、ストーカーは5年間とも2万件以上と高水準で推移しており、DV事案も年々増加傾向にあり、平成30年には過去最多となる約7万7,000件となっております。

相談件数の増加要因としましては、一概に言えませんけれども、ストーカー・DV事案に対する社会的関心の高まり、これに加えて県や市町村等の相談窓口が周知されたこと、また、警察として相談内容を慎重に判断し、幅広くストーカー・DV事案として対応していることなどが考えられます。

(2)の表は、県内のストーカー規制法の適用及び刑法・特別法での検挙件数をあらわしております。

ストーカー規制法の書面警告や禁止命令については、行政措置を実施した件数であり、それ以外は事件として検挙した件数を示しております。

ストーカー規制法は、平成29年に2度の法改正がなされておりますが、この法改正により、タイムリーかつスピーディーな書面警告、禁止命令が可能となりましたので、平成29年以降、件数が大幅に増加しております。

ちなみに、この表にはありませんが、書面警告や禁止命令の行政措置後のストーカー行為の再発状況につきまして申し上げますと、過去3年間で統計上の数値ではありますけれども、320件の行政措置に対して再発件数が10件でありましたので、95%以上のストーカー行為を抑止しているということになります。

(3)の表は、平成30年中の全国及び九州管内のストーカー事案の行政措置実施状況をあらわしております。

左側の表が全国の実施状況になりますけれども、本県の書面警告101件と禁止命令29件を合算した130件につきましては全国で第7位となっております。

右側の九州管内を見ていただきますと、同じく本県の書面警告と禁止命令を合算した件数は、

福岡県の127件を上回り、第1位となります。

(4)の表は、平成26年以降の県内のDV防止法の適用及び刑法・特別法での検挙件数をあらわしております。

保護命令は、被害者の申し立てにより、裁判所が加害者に対して被害者等へ近づいたり、あるいは電話をかけたたりすることを禁止する命令でありますけれども、近年は平成28年の73件をピークに60件前後で推移しております。

保護命令違反で検挙された件数でありますけれども、年間3件程度で過去5年間の再発率は3.8%となり、被害者保護に効果的な命令であるといえます。

刑法・特別法での検挙件数につきましては、平成29年以降がそれまでと比較して2倍近くに増加しておりますが、これは平成29年6月から逮捕しない任意処理事件の検挙数を計上することとしたためであります。

ちなみに、本年10月末現在で69件の検挙がありますが、このうち59件は暴行罪・傷害罪事件での検挙になります。

次に、ストーカー・DV事案の2、対策について説明いたします。

まず、(1)の被害者等の安全確保を最優先とした対応であります。

小さく4点挙げておりますけれども、アの危険性・切迫性の的確な判断と初動対応の徹底であります。

認知した事案を過小評価することなく、その危険性を組織内での確に見極め、必要な措置を先行的に行い、被害の発生・拡大・再発を防止する、いわゆる事前的予防型の措置を行うなど、初動対応を徹底しております。

次に、イの被害者等の避難措置の支援と、ウの各種法令を駆使した積極的な事件化による検

挙措置であります。

加害者を逮捕することで被害者と加害者とが分離され、その後の犯行が物理的に不可能な状態をつくり上げることができます。

加害者が逮捕できない場合につきましては、被害者にその危害が及ばないように、できる限り加害者が知り得ない場所への避難を促し、その支援を関係機関とも連携して行っていくこととしております。

次に、エの警告・禁止命令等行政措置の積極的実施であります。

さきに説明したように、行政措置の実施は、犯行を自制させるのに大きな効果がありますので、口頭注意にとどまることなく、行政措置を積極的に実施して被害者の安全確保を図ることとしております。

次に、(2)は関係機関・団体等との連携です。

小さく2点挙げておりますけれども、アの女性相談所、市町村等と連携した被害者保護対策です。

被害者等の保護対策は、検挙したとしても、その後の加害者からの追跡防止あるいは被害者の自立支援など長期的な対応が必要となりますので、女性相談所や市町村、民間団体等と連携した取り組みを推進する必要があります。

関係機関の担当者とは、各種会議あるいは現場対応を通じて顔の見える関係を構築し、円滑な連携が図れるよう努めているところであります。

次に、イの精神科医と連携した加害者対策です。

被害者等の安全確保のためには、加害者自身の更正に関する取り組みを推進する必要があります。

本県では、平成30年6月20日に宮崎県精神科

病院協会等とストーカー行為者に対する精神医学的治療に関する協定を締結し、ストーカー行為者に対する治療あるいはカウンセリングに関する連携を推進しており、行為者を治療等につなげる取り組みを図っております。

次に、(3)の全警察職員の対処能力の向上であります。

ストーカー・DV事案の相談は、専任の担当者以外の交番員や当直員等が最初に相談を受理することも少なくありませんし、相談を認知した際の初動対応のいかんによって、結果が大きく変わる場合があります。このため、担当者を含めた全警察職員に高度で均質な対処能力を習得させる取り組みを図る必要があります。

具体的には、警察本部の担当者が各交番において、ストーカー・DV事案の実例想定による相談受理の訓練を実施したり、ストーカー・DV事案の現場対応を行う警察本部の機動対策係というのがあるんですけれども、これを県下で発生した現場に派遣し、実際の事案を取り扱う中で各警察署の職員を指導するなどして、全警察職員の対処能力の向上に努めているところであります。

以上が、DV・ストーカー事案の現状と対応であります。

次に、児童虐待の現状について説明いたします。

常任委員会資料の資料4をごらんください。

(1)の表は、平成26年以降の県内における児童虐待の認知件数をあらわしております。

県内の児童虐待事案の認知件数は、平成29年から大幅に増加し、平成30年は408件と過去最多となっております。

平成29年に大幅に増加した主な理由としては、児童の面前で暴力を振るうDV事案、いわゆる

面前DVについても心理的虐待として捉えるようになったからであります。

なお、児童がDVを直撃目撃した場合のほか、別室に在宅していた場合、あるいは日常的にDVが行われている場合についても、厳格に捉えて児童相談所に通告しております。

面前DVは、児童に対して直接的な暴言・暴力はありませんけれども、児童の心身に悪影響を及ぼすほか、配偶者に対する暴力等が児童に向けられるおそれも十分にあるからであります。

具体的に申し上げますと、平成28年の心理的虐待29件に対し、平成29年は273件と、約10倍になっております。

なお、速報値でありますけれども、本年10月末現在の認知件数は369件であり、本年末には過去最多の件数となる見込みです。

(2)の表は、平成26年以降の県内と全国の通告児童数をあらわしております。

県内及び全国の通告児童数は年々増加傾向にありまして、平成30年の県内の通告児童数は605人、全国の通告児童数は8万252人となっております、ともに過去最多の通告児童数となっております。

(3)のグラフは、平成26年以降の県内の態様別通告児童数をあらわしております。

県内の通告児童数は、平成29年から大幅に増加しているわけではありますが、通告児童数の内訳を見ますと、平成29年は通告児童数512人に対し、心理的虐待は418人、平成30年は通告児童数605人に対し、心理的虐待は492人となっております、いずれも心理的虐待が全体の8割強を占めております。

表にはありませんけれども、心理的虐待の通告児童数のうち、平成29年、30年とも約9割が面前DVでの通告であります。

(4)の表は、平成26年以降の県内における

児童虐待の事件検挙数をあらわしております。

本年10月末現在は、速報値になりますけれども、10件10名を検挙しており、被害児童は10名で、そのほとんどが暴行や傷害事件であります。

(5)の表は、警察と児童相談所との情報提供件数をあらわしております。

警察から児童相談所への情報提供につきましては、平成29年から大幅に増加しております。これは、児童虐待の認知件数が増加したことと、平成29年10月に県と警察が情報提供に関する協定を締結したことがその要因となっております。

子供の泣き声通報などで虐待の疑いがなく、通告に至らない事案等についても情報提供を実施しております。

児童相談所から警察への情報提供は、これまで多くはありませんでしたが、平成30年は前年より増加して22件、さらに本年10月末現在は既に114件と大幅に増加しております。

これは、児童相談所が警察との間で共有する情報の基準が全国的に明確化されたことに伴って、児童相談所が警察に対する情報提供を積極的に行うようになったからであります。

なお、情報提供の件数は、あくまで文書等で把握できた件数ではありますが、実務上は、これ以上の情報交換を実施し、連携して対応している状況であります。

次に、児童虐待事案の2、対策について御説明いたします。

(1)は、児童虐待事案における情報提供に関する協定に基づく情報提供の積極的実施であります。

これは、警察と児童相談所がそれぞれ保有する情報をお互いに提供、共有することを明確にすることを目的に、平成29年10月に県と警察が締結した協定です。

具体的に申し上げますと、警察で児童虐待事案を取り扱った場合に、当該児童に関する児童相談所での過去の取り扱いを照会したり、通告に至らない事案の情報提供などを行っておりますけれども、今後も積極的に情報の共有を図ってまいります。

(2)は情報提供に関する県子ども家庭課長と少年課長連名通知に基づく児童相談所との連携強化であります。

これは、平成30年7月に児童相談所と警察との間で共有する情報の基準が全国的に明確化されたこと等に伴い、連名通知に基づいて児童相談所が警察に情報を提供するものであります。

具体的には、児童相談所が児童の一時保護をした事案、あるいは児童虐待の通告受理後48時間以内に児童の安全確認ができない事案等を警察に提供するというもので、警察としましては、提供があった時点で事件化も視野に入れ、児童相談所と連携しながら的確に対処しているところであります。

(3)は警察・検察・児童相談所の3者による検討会等を通じた連携強化であります。

児童虐待事件を初め、児童を被害者とする事件については、被害児童の精神的負担を軽減するため、代表者聴取——警察では司法面接という言葉を使っておりますけれども——を行うなど警察・検察・児童相談所の3者が連携して対処しております。

また、昨年に引き続きこの3者が一堂に会した検討会を本年8月に実施し、代表者聴取の適切な実施、情報共有の推進を図っております。

(4)は公安委員会と児童相談所との意見交換会の実施です。

これは、公安委員会の要望により、本年度初めて開催したもので、児童相談所との連携の実

態や課題を把握し、さらなる連携強化を図るため、本年10月に実施したものです。

本会において、児童相談所から現状あるいは取り組み等の説明があり、これを踏まえた活発な意見交換が行われ、大変有意義な会となっております。

(5)は児童相談所との合同訓練等を通じた現場対応能力の向上であります。

平成29年から毎年、警察と児童相談所合同で児童の安全確認のための立入調査等の訓練を実施しておりますが、本年10月にも実施しております。

この訓練は、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に向けて、それぞれの機関の現場対応能力の向上、関係機関の一層の連携強化を図ることを目的に実施しております。

本年度は、児童相談所職員のほか、宮崎市の子育て支援課の担当者も参加していただき、より多くの関係機関と実施したところであります。

警察としましては、この種事案に対し、引き続き関係機関と連携強化を図りながら、被害者等の安全確保を最優先に迅速・的確に対処してまいります。

以上でございます。

○渡辺委員長 その他報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

○日高委員 数字の確認ですけれども、ストーカーのところの全国上位7都道府県の中に宮崎が入っているということで、何でこんな数字が出てくるのかなと思ったら、これは警告と禁止命令の合計数ということですよ。

○河野生活安全部長 そういうことでございます。

○日高委員 それからすると387件のうち、警告と禁止命令が130件ですかね。パーセントに直す

と33%になりますけれども、全国でもそれだけちゃんと相談内容を警察の方が聞いてくれていると、イメージ的にはそういうふうになるんですよね。

(「はい」と呼ぶ者あり) 御苦労さまです。

次に、この右のほうの話なんですけど、警告のほうは、禁止命令より措置としては軽いわけですよ。そうすると、九州管内では、特に福岡と比べた場合に、福岡は禁止命令が117件で警告が10件ということですから、警告のほうが大分少ない——軽いほうが少ない、重いほうが多い。逆に宮崎県は101件と29件ということで、重いほうが少ない。何かこの数字を比較すると極端なものが出てきているんですけど、何かその辺は県警の方針とかそういうのがあるのか。

○河野生活安全部長 重い軽いという認識ではなくて、まず書面警告を即時行う。要するに被害防止のため、あるいは被害者の保護のために、禁止命令はいろいろな請求をして、ちょっと時間がかかりますので、その前にまず予防先制的に書面警告をして、加害者にその行為をやめさせる。その度合いが高い場合、あるいは被害が予想される場合には、書面警告と同時に今度は禁止命令もかける段取りを実務的にはするんです。ですから、書面警告が多いというのは、予防先制的な措置と考えていただいてもいいし、再度その書面警告に応じない人に対しては禁止命令をぼんとかけてしまう。禁止命令をかけてしまうと、その禁止命令に違反した人を即座に身柄拘束ができるというところで考えていただければ結構だと思います。

○日高委員 わかりました。

○井本委員 これは、やっぴいように段取りなんかは、法律か何かで決まっているんですか。

○河野生活安全部長 そうです。ストーカー規

制法という法律もありますし、児童虐待で言えば、児童虐待あるいはDV法というのがあります。その中で禁止命令や保護とかいう規定が設けられております。

○井本委員 私も随分前のことですが、クラブで半分やくざみたいな人が大騒ぎして、暴行罪か傷害罪か何か起こして、それで捕まって、二、三日もしないうちに出てきて、またそのクラブに来て、また大騒ぎし始めた。それでその店主が私のところに来て、何とかしてくれんですかと言って、それで私が警察署長のところに相談に行ったら、それは有名な男だったんでしょ、知っていますという話でした。私からちょっともう飲みに行くなって言っておきましょうと、それでとまって。

そんなこと言う権限があるのかなと私もそのときは思ったんですけど、ちょっとあそこに行くなって言っただけでも、ぴたっととまって喜んでいましたが、恐らくそれに似たようなことなんだろうなと思うんですけども、本当に、何か事件が発生する前に警告というのは、なかなかいいことじゃないかなと。これだけ多いということは、それだけ宮崎県警は被害者に対して優しいんじゃないかという、そんな気がしますが、御苦労さまでございます。

○安田副委員長 ストーカーの被害届の年代別と、男女でどちらが多いのですか。

○河野生活安全部長 済みません。確認しますが、被害者という意味ですか、加害者という意味ですか。

○安田副委員長 どっちの相談が多いのかなと思って。

○河野生活安全部長 相談件数ですか。

○鍋倉生活安全企画課長 ストーカー事案ですが、本年の10月末現在での統計が出てお

りますが、被害者の男女の割合は、被害者は男性が11%、女性が88%です。加害者になりますと、今度は男性が79%、女性が11%、一応不明が10%ございます。

○安田副委員長 年代は。

○鍋倉生活安全企画課長 失礼いたしました。年代も被害者、加害者別に統計してございます。

ことしの令和元年10月末現在では、被害者は20歳代が29%、30歳代が30%、40歳代が20%であります。

加害者は、30歳代が13%、40歳代が16%、50歳代が11%となっております。

○安田副委員長 若い世代が多いのかなと感じたところがありますが、めずらしいところで高齢の方も多いのかなと感じたところなんですけれども、そうでもないんですか。高齢者のストーリーというのは。

○鍋倉生活安全企画課長 おっしゃるとおり、DVに関してもストーリーに関しても、あらゆる世代からの相談がございます。ただ件数的に言えば、やはり40歳代以下が多いのかなということです。

○濱砂委員 児童虐待の現状の5なんです、児童相談所から警察に連絡提供があって、よくテレビなんかで、児相に親が引き取りに行って、連れて帰った子供がまた被害に遭って亡くなったりというのを見るんですが、こういう場合は、警察ではその家庭に対して監視はやっているんですか。

○河野生活安全部長 一時保護を解除した場合には情報提供が来ます。生活安全担当、少年係で、その家庭を一応訪問したり見回ったり、あるいは風評があるかどうかという確認作業はします。

そういった中で、また情報があれば児相に提

供して、さらに被害防止のための一時保護を依頼することもあります。

○濱砂委員 やっぱりテレビに出て報道されるようなものは何件もあるうちのごくまれなことなんですか。よく耳にしますよね。児相に親が引き取りに行って連れて帰って、また暴行して、最終的に亡くなったとかいうのがよく報道されるものですから。

○河野生活安全部長 委員御指摘のとおりなんですけれども、この種の事案はいつどこで発生するかわからないんです。個々の事案をしっかりと見極めて、親の監護能力等をしっかりと見極めて、親の指導をしながらやるというのが我々の基本ですから、しっかりとした親御さんでなければ、そういう施設とか一時保護とかをさらにお問い合わせする、危険性がある場合は、児童の保護を最優先に考えて対処していくという方針でやっております。

○濱砂委員 その被害に遭う子供さんの父親の男性は、見ていると、ほとんどいわゆるお父さんが違う家庭ですよ。そんなのが発生するんですが、そういう事例を参考にしながら、やはり監視を強めていくということなんでしょうか。

○河野生活安全部長 そうです。特に児童の身体の検査というのはしっかりさせていただいております。どこかに痕跡があるとか、そういった場合については、やはり児童相談所と連携しまして、一時保護を解除したんだけど、また一時保護の依頼をしております。

全国的に我々が危惧しているのは、一時保護を解除した後、そういう事件が発生する、あるいは一時保護をする前にそういう事案が発生してしまうことが、今のニュース報道でやられている虐待事案ですので、そういうのを常に頭に浮かべながら対応しているところであります。

○有岡委員 今回の児童虐待の関係で要望になりますけれども、公安委員会と児童相談所でそれぞれ10月に意見交換をして、いろんな意見が出て有意義な意見交換ができたというお話ですが、問題はそういったものをぜひ県内の各警察署、生活安全課の担当者も熟知して対応してもらえるような、そういう広がりが必要で、そこら辺を取り組んでいただけると、いろんな対応策が現場で生きてくるんじゃないかと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

○河野生活安全部長 ありがとうございます。

県内に児童相談所が延岡、中央、都城と3カ所あるんです。生活安全部としまして、各ブロックの担当と児童相談所との協議会は、定期的を実施しております。その場で意見交換会もしておりますので、その点は継続してやっていく所存であります。

○有岡委員 よろしく願いします。

○渡辺委員長 ストーカーの関係で1点不勉強で教えていただきたいんですが、ストーカー規制法自体が桶川の事件等があって警察としても新しいところまで踏み込めるようになってきた法律ですから、宮崎県警の対応は積極的に行ってもらって未然に防ぐところに力を注ぐと、正しい方向性だと感じています。そのときに、不勉強で申しわけないのですが、書面警告も禁止命令も手続上は全て警察の判断のみで行える行政処分となるんですか。処分というか、措置になるのでしょうか。

○鍋倉生活安全企画課長 文書警告も禁止命令も、いずれも行政指導と行政処分という扱いでありまして、一応被害者の意向を確認いたします。被害者の申し出により判断して、こちらの職権で判断していくことになります。

○渡辺委員長 先ほど御説明の中で、書面警告

については迅速にやりやすいので、対応をとにかくやるという御説明があったところですが、原則的には、例えば禁止命令にしている事案は、まず書面警告等があつて、それでも状態が変わらないような場合に禁止命令等に進んでいることがオーソドックスと考えていいでしょうか。

○鍋倉生活安全企画課長 オーソドックスなパターンはそういったものになりますけれども、平成29年にストーカー規制法が改正になっておりまして、警告の前置きなしに禁止命令をすることが可能になりましたので、いきなり禁止命令をかけることもございます。

○河野生活安全部長 書面警告と禁止命令の違いがありますので、書面警告というのは行政指導の一種です。行為者につきまとい行為とか、そういうのをやめるように求めるものです。禁止命令というのは行政処分です。都道府県公安委員会が行為者につきまとい行為の禁止とかそういう行為を禁ずるもの、命ずるものであります。もちろん違反すれば、禁止命令違反が成立します。行政処分であるので審査請求とか、取り消し訴訟とか、そういうものがあります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

○鍋倉生活安全企画課長 先ほど答弁いたしました内容の一部補足をします。

ストーカー・DV事案の被害者・加害者の年齢別の関係ですけれども、ストーカー事案に関してもDV事案に関しても、警察で相談を受けている事案に関しましては大体20歳代から40歳代、大体若い世代が7割を占めております。

○渡辺委員長 それでは、その他報告事項についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かござい

ませんでしょうか。

○蓬原委員 国体に関してですけれども、この前、警察という小冊子で、剣道で鹿屋体育大学に行っているとか、そういう猛者の話が載っていましたが、7年先に国体があります。6百数十億円かけていろいろ施設をつくって強化して、後で教育委員会からそのあたりの説明があるんですけれども、この強化ということについて、例えば警察であれば柔道とか剣道とかありますよね。そういう武道系が多いのかなと思いますけれども、それを意識した採用、あるいは育成というか、どのような取り組みをされているのか。やっておられるなら教えていただきたい。

○福永警務課長 本年度は術科の特別採用ということで剣道3名、柔道1名を採用しております。

術科の特別訓練員ということで指定しまして、大體機動隊に所属になりまして、一生懸命訓練しているという次第でございます。

本年も、柔道と剣道で特別採用したいということで考えております。

○大塚警務部長 1点補足させていただきますと、全国警察の大会があるんですけれども、柔道、剣道ともに1部、2部、3部とあるんですが、1部に所属しておりまして、全国的に見ても高いレベルにあります。先日、九州管区内の柔道、剣道大会があったのですが、剣道に関しましては、福岡を破って九州1位の強さを誇っております。

○蓬原委員 そういういい話は、その他報告事項で入れていただくといい。議会でも大分議論があっけていますけれども、やはり皇后杯・天皇杯で必ずと言っていいか、知事もそれだけの意気込みを持ってやるということで、それなりの

予算をつぎ込んで、この財政的に厳しい中やっていくわけですから、その盛り上げの一役をぜひかっけていただくように、そういういい話はどんどんまたPRしていただいて。

また質問ですけれども、国体は7年先になるわけですが、毎年そういう特別枠の採用をされていくということですか。

○阿部警察本部長 ありがとうございます。術科はそもそも警察にとって不可欠なものでございます。また、天皇杯の関係、国スポの関係もでございますので、しかるべく毎年特別枠で採用をしていき、できるだけ宮崎県に貢献してまいりたいと考えているのはもとよりでございます。

○蓬原委員 わかりました。

○渡辺委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時19分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、局長の説明を求めます。

○函師企業局長 おはようございます。企業局でございます。よろしくお願ひいたします。

説明に先立ちまして、一言御礼を申し上げます。

去る11月10日に小林市野尻町で開催いたしました緑のダム造成事業植樹祭につきまして、渡辺委員長におかれましては大変お忙しい中、御臨席を賜りまして、まことにありがとうございます。この場をおかりしまして御礼を申し上げ

げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

本日は、提出議案1件、その他報告事項3件につきまして、御説明させていただきます。

まず、提出議案でございます。議案第3号「令和元年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」であります。これは電気事業会計で予定しております綾第二発電所大規模改良事業につきまして、固定価格買取制度における売電価格の変更等が見込まれますことから、これに対応するため、令和元年度当初予算を補正するとともに継続費の設定をお願いするものであります。

なお、議案書の該当ページを記載しておりますが、説明につきましては、当資料により行わせていただきます。

次に、その他報告事項でございます。

まず、1件目は令和元年度各事業の上半期の状況につきまして、御報告させていただきます。

次に、2件目は、緑のダム造成事業植樹祭につきまして、御報告させていただきます。

最後に、3件目は、現在、見直しを進めております、宮崎県企業局経営ビジョンの素案につきまして、御報告させていただきます。

詳細につきましては、総務課長及び経営企画監より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

私からは、以上でございます。

○渡辺委員長 次に、議案に関する説明を求めます。

委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奥総務課長 それでは、資料の1ページをお

開きください。

議案第3号「令和元年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」であります。

(1)の補正の理由であります。綾第二発電所大規模改良事業計画の変更に伴いまして、建設改良費の減額等を行いますとともに、継続費の設定を行うものであります。

具体的には、2ページのスケジュール比較の表で御説明をいたします。

表は大きく当初計画と変更計画に分けておりまして、まず、表の上のほう当初計画のFIT制度の欄をごらんください。

水力発電の場合、令和3年度までFIT売電価格が決定しており、綾第二発電所の場合、1キロワットアワー当たり20円となります。令和4年度以降につきましても、売電価格は決定されていないものの、制度自体は維持されるものと見込んでおりました。このことから、その下の分離発注の欄ではありますが、令和元年度に実施設計を行いまして、赤い太枠で囲んでおりますとおり、令和3年度から令和9年度にかけて工事を行うこととしており、黄色の星印で示しておりますとおり、FITの認定は令和5年度を予定しておりました。

次に、表の下側、変更計画のFIT制度の欄をごらんください。

本年4月以降、国においてFIT制度の抜本的な見直しの検討が開始されており、令和4年度以降につきましては、グレーの矢印で示しておりますとおり、制度の見直しにより、売電価格の大幅な低下や対象規模の見直しにより、綾第二発電所がFIT制度の対象から外れる可能性が生じております。

このため、一番下の一括発注の欄ではありますが、実施設計と工事を一括で発注する方式に変

更することで1年早く施工業者を決定することができ、赤い星印で示しておりますとおり、令和3年度にFIT認定を受けることが可能となりまして、FIT売電価格1キロワットアワー当たり20円を確保できるものと考えております。

また、これらに伴いまして赤い太枠で囲っておりますとおり、令和元年度から7年度にかけて継続費を設定したいと考えております。

それでは、資料の3ページをお開きください。

(2)の補正予算予定額であります。①であります。令和元年度に予定しておりました実施設計につきましては、来年度に工事と一括で発注しますことから、建設改良費4,400万円を減額したいと考えております。

次に、②であります。FIT認定のための放水路改修に係る調査費等につきまして、建設改良費1,310万円を増額したいと考えております。

次に、③であります。建設改良費の減額に伴いまして、税務署に納付いたします消費税及び地方消費税がふえますことから、営業外費用196万7,000円を増額したいと考えております。

これらによりまして、アの収益的収入及び支出につきましては、表の太枠の補正予定額の上から2段目、事業費Bであります。補正予定額は事業費196万7,000円の増で、事業費の合計は52億6,521万円となります。

また、イの資本的収入及び支出につきましては、表の太枠の補正予定額の上から2段目でございます。資本的支出B、補正予定額は資本的支出3,090万円の減で、資本的支出の合計は15億8,704万5,000円となります。

次に、資料の4ページをごらんください。

(3)の継続費であります。継続費は、期間が1年を超える事業について設定いたしてお

ります。

①の設定期間であります。令和元年度から7年度までの7年間としております。

次に、②の継続費の総額及び年割額であります。アの営業費用であります。これは改良工事に伴う老朽化した設備の除却費用でありまして、計にありますとおり総額7億9,983万2,000円、次に、イの建設改良費は新しい発電施設・設備の建設費等でありまして、これも総額87億1,176万8,000円の継続費の設定を行うものであります。

議案関係の説明は、以上であります。

○渡辺委員長 説明が終了いたしました。

議案に関する質疑はございませんでしょうか。

○日高委員 1点だけ伺いますが、この本流が綾川で、ことしはアユが非常に不漁だということで何件かそういう問い合わせがありまして、夏場の時期に非常に川が濁っていると、そういう御指摘もありました。もしかして、内水面のほうから何か企業局にそういう話があったことはございませんか。

○森本工務課長 綾川の漁協からの(「国富」と呼ぶ者あり)国富、綾です。濁りがあると、漁協からの濁りを何とかしてくれという話はやはりあっているところでございます。

○日高委員 これから大型工事が行われるということですが、やはり本庄川も綾の川もアユは内水面にとって非常に貴重な資源ですので、なるだけ、多分その辺は十分配慮されていると思うんですが、濁りがないように、今は大分改善はされているんです。

綾の奥のほうの方に聞いたりすると、一部の人は、綾川のダムの下に泥土が汚水していると、だから濁っているんだという人もいるし、去年からの台風災害等でダムの上のほうが相当崩れ

ているところがあって、また雨が降ったりすると自然に崩れてきて、そこで濁って出てくるんですとか、理由が大体二分しているんです。何かその辺はつかんでおられますか。

○森本工務課長 濁りの原因で私どもが考えているのは、やはり一番は、上流地点で伐採用の林道とかをつくって、その林道のつくり方がやはり適当にやられているようなときは土砂がかなり流れ出してきます。あとは山腹の崩壊などで土砂が流れ込んで、土砂が堆積するという中で、ある程度濁りが発生して、だんだんと治まってくるので、だんだん薄まって、その上の清水の部分を通し出していくということを、対応としてやっているところでございます。

○日高委員 ぜひ将来にわたって濁りのないように、十分その辺は気をつけて業務を執行していただけたと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○蓬原委員 補正ですけれども、このままでいくとFITの認定を受けられないので、キロワット8.7円、これをうまく滑りこませて、FITで20円の金額でやろうということで知恵を絞っていただいた結果ということで、やっぱり評価すべきはちゃんと評価しないといけないので、このことによって従来、そのままでいった場合と、この知恵を絞ったことによって滑り込みでFITに乗せたことによる収入の差というか、これは当然推計されているでしょうけれども、どれぐらい経営にプラスになったのかをお答えいただきたい。

○新穂電気課長 この綾第二発電所は、年間約1億キロワットアワー発電いたします。現在、九州電力にキロワットアワー8.7円で売電しております。これが20円になるということでもありますので、キロワットアワー単価が約11円高くな

るということになります。年間1億キロワットアワーですので、年間で11億円の収入増になります。これが20年間継続されることになっております。

○蓬原委員 220億円ですか。

○新穂電気課長 はい、そのとおりでございます。

○蓬原委員 我々は民間企業で育ってきていますから、民間企業でよく教育のときに使われた言葉が「知恵を出せ、知恵の出ない者は汗を出せ、知恵も汗も出ない者は静かに去れ」といって、そういう厳しい言葉をたまに言われながら社員教育を受けたものだったんですけれども、そういう意味では非常にいい知恵を絞られたんじゃないかな。20年で220億円ですから。乗せるか乗せないか大きな差で、これはやっぱり高く評価していいと思いますので、評価しておきます。

○有岡委員 水力発電と太陽光発電のFITの関係をちょっと整理させていただきたいと思うんですが、水力発電の場合は20年ということでFITがスタートしていますし、太陽光は日向市が来年度終了ということで、10年という理解でよろしかったでしょうか。

○新穂電気課長 太陽光の場合は出力で年数が変わってきておまして、一般家庭の場合は10年となっておりますが、事業用だと同じ20年となっております。

○有岡委員 7ページの資料を見ながら言っているんですが、日向市の3万6,000円、これは期間終了と書いてあるものですから、これが10年なのかなと私は理解してしまったものですから。では出力によっては20年ということで理解してよろしいんですね。経営ビジョンの素案の資料でもう一度確認です。

○田原経営企画監 工業用水道の配水池、太陽光発電ですけれども、これは10年間です。平成22年2月に展開しておりますので、来年の2月には終わるということです。

○有岡委員 わかりました。

そういった意味で、水力発電に関しては、この資料から見ますと祝子第二と酒谷と今回の綾第二の3つが、F I Tの事業に乗っていくという理解でよろしいでしょうか。

○田原経営企画監 現在のF I Tで売電している発電所が、今おっしゃられた酒谷発電所と、小さいところですけども祝子第二発電所がF I Tで売電しております。今後、渡川発電所、綾第二発電所がかかわる予定になっております。

○有岡委員 ありがとうございます。大体場所が理解できました。

○渡辺委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、議案に関する質疑はここまでといたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○奥総務課長 資料の5ページをお開きください。

まず、電気事業の業務状況について御報告いたします。

(1)の事業の概況であります。

①の供給電力量の表の太枠にございます上半期、計の欄をごらんください。上半期は、7月から9月にかけてまして降雨に恵まれましたことから、供給電力量の実績(B)のところがございますが、3億7,032万キロワットアワーで、上半期目標に対します達成率は105.3%となっております。

次に、②の電力料金収入の表の同じく太枠の

上半期計の欄をごらんください。電力料金収入の実績(B)は25億2,000万円余で、上半期目標達成率は101.0%となっております。

6ページをごらんください。

(2)の経理の状況であります。①の収益的収入及び支出のAの収入の表の太枠の事業収益の欄をごらんください。事業収益の収入済額(B)は28億5,500万円余で年度予算額に対します収入率は52.2%となっております。

次に、Iの支出の表の太枠の事業費の欄をごらんください。事業費の執行済額(B)のところですが、18億3,900万円余で、年度予算額に対する執行率は34.6%となっております。

このうち、営業費用の修繕費や委託費につきましては、発電機の停止を伴う修繕工事や業務委託を渇水期の下半期に行いますこと等から執行率が若干低くなっております。

それでは、7ページをお開きください。

②の資本的収入及び支出であります。これは、固定資産等に係る収支をあらわすものであります。

まず、Aの収入の表の太枠の資本的収入の欄をごらんください。上半期の資本的収入の収入済額はございません。表中にございます工事負担金、貸付金返還金等につきましては、下半期に収入を予定しております。

次に、Iの支出の表の太枠の資本的支出の欄をごらんください。資本的支出の執行済額(B)のところですが、2億800万円余で年度予算額に対する執行率は10.5%となっております。

特に、表中の建設改良費の年度予算額に対する執行率は0.4%となっておりますが、これは主要な改良工事を渇水期の下半期に行うためでございます。

それでは8ページをごらんください。

工業用水道事業についてであります。

まず、(1)の事業の概況であります。

①の給水状況の表の太枠の上半期計の欄をごらんください。

上半期は、一部ユーザーの使用水量が若干増加しましたことから、常時使用水量の実績(B)でございますが、985万立方メートルと目標予定量をわずかに上回り、上半期目標達成率は100.3%となっております。

次に、②の給水料金収入の表の太枠の上半期計の欄をごらんください。給水料金収入の実績(B)は1億6,300万円余で、上半期達成率は100.1%となっております。

それでは、9ページをお願いいたします。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のAの収入の表の太枠の事業収益の欄をごらんください。事業収益の収入済額(B)のところですが、1億8,600万円余で年度予算額に対する収入率は47.8%となっております。

次に、イの支出の表の太枠の事業費の欄をごらんください。事業費の執行済額(B)は1億800万円余で、年度予算額に対する執行率は29.2%となっております。このうち、表中の営業費用の修繕費や委託費の執行率が低くなっておりますが、これは上半期は台風等の影響で濁水処理が多くなりますことから、修繕工事や業務委託の一部を下半期に行うこと等により、執行率が低くなっているものであります。

それでは、10ページをごらんください。

②の資本的収入及び支出であります。

Aの収入であります。資本的収入の予定はございません。

次に、イの支出の表の太枠の資本的支出の欄をごらんください。資本的支出の執行済額(B)

は1億6,700万円余で執行率は26.2%となっております。このうち、建設改良費の執行率は低くなっておりますが、これは主に水の濁りを取り除く高速凝集沈澱池設備の更新工事分で、今年度は上半期に1基が完成し、下半期にもう1基の計2基の完成を予定しております。

それでは、11ページをお開きください。

地域振興事業についてであります。

まず、(1)の事業の概況であります。

①のゴルフコース利用状況の表の太枠の上半期計の欄をごらんください。上半期は、天候に恵まれなかったことなどから、利用者数の実績(B)は、平日、休日の合計で1万1,544人、上半期目標達成率は78%となっております。

次に、②の施設利用料収入の表の太枠の実績(B)をごらんください。指定管理者からの納付金の上半期分880万円余を受け入れております。

12ページをお願いいたします。

(2)の経理の状況であります。

①の収益的収入及び支出のAの収入の表の太枠の事業収益の欄をごらんください。事業収益の収入済額(B)は1,055万円余で、年度予算額に対する収入率は47.4%となっております。

次に、イの支出の表の太枠の事業費の欄をごらんください。事業費の執行済額(B)は1,076万円余で、年度予算額に対する執行率は48.6%となっております。このうち、営業費用のその他の執行率が低くなっておりますが、これは主に修繕費で、下半期にカート置き場補修工事等を行う予定としております。

それでは、13ページをお願いいたします。

②の資本的収入及び支出であります。

Aの収入であります。資本的収入の収入済額はございません。

イの支出につきましても資本的支出の執行済額はございません。

なお、建設改良費につきましては、下半期にゴルフコースの排水改良工事等を行い、コースコンディションを改善することといたしております。

なお、参考といたしまして、14ページ以降に事業ごとの上半期時点での損益計算書と貸借対照表を添付させていただいております。

それでは、続きまして資料の20ページをお開きください。

緑のダム造成事業植樹祭について御報告いたします。

1の趣旨であります。企業局では水力発電を行っているダム上流部の未植栽地を取得し、水源涵養機能の高い森林として整備することにより、安定的な電力供給に資するとともに、山林の崩壊防止や濁水軽減等に貢献する「緑のダム造成事業」を実施しております。

この事業の一環といたしまして、山林の果たす役割や局事業への理解を深めていただくことを目的に、植樹祭を毎年開催しております。

2の開催日等ではありますが、今年度は11月10日に、小林市野尻町東麓で開催いたしました。

3の参加者ではありますが、昨年度までは開催地の地元小中学生を招待しておりましたが、今年度は事業のより一層の周知を図るため、参加者を県内公募いたしました。この結果、公募による県内参加者100名を含め、約160名の方々に御参加をいただきました。

4の内容ではありますが、当日は、参加者全員でヤマザクラやクヌギなどの植樹を行った後、丸太切り体験等の自然に親しむ体験イベント、午後からは岩瀬ダム、岩瀬川発電所の見学等を行ったところであります。

参加者の皆様からは親子で植樹や発電所見学などにつきまして、「勉強になった」、「普段できない体験ができた」などの感想をいただきまして、山林の果たす役割や局事業への理解が深まったものと考えております。

私からの説明は、以上であります。

○田原経営企画監 宮崎県企業局経営ビジョンの素案について御説明いたします。

委員会資料の21ページをごらんください。

1の策定の趣旨であります。企業局では、経営の基本方針として宮崎県企業局経営ビジョンを策定しまして、計画的、効率的に事業を進めております。現行の経営ビジョンが今年度末で策定から5年を経過しますことから、次期計画を新たに策定するものであります。

2の計画期間につきましては、令和2年度から11年度までの10年間としております。

3の経過及び今後のスケジュールであります。が、ことし6月の常任委員会で策定する旨、御報告差し上げたところですが、本日、素案の御報告を経て12月から1月までの1カ月間、パブリックコメントを予定しております。その結果を踏まえ、適宜修正等を行った後、3月の常任委員会において成案を御報告した後、決定することとしております。

お手元に、別冊で経営ビジョンの素案を配付しておりますが、内容につきましては概要版により御説明いたします。

22ページをお開きください。

経営ビジョン素案の概要であります。

まず、最上段の策定の背景ではありますが、時代の潮流として、低炭素・循環型社会への転換が求められていることや、AIやIoTなどを中心とする第4次産業革命の進展、長時間労働の是正など働き方改革の推進などを挙げており

ます。

右隣の経営環境の変化につきましては、高齢化の進展に伴い、労働力人口の減少等が進行することや、企業局施設の老朽化が進行していること、大規模災害に備えた危機管理対策の強化が重要になっていることなどを挙げております。

最上段の一番右側の経営ビジョンの位置づけでございますが、新しい経営ビジョンは平成27年3月に策定した現行の経営ビジョンを継承するものであること、県の総合計画未来みやざき創造プランを側面から支援するものであることなどとしております。

次に、経営理念と目指す姿についてですが、中段の楕円で囲んだ部分をごらんください。

経営理念は青い楕円で囲んだ4項目を掲げております。1つ目が左上の「経営環境の変化に適切に対応した健全経営の維持」、2つ目が右上の「積極的な地域貢献による県政発展や県民の豊かな暮らしづくりへの寄与」、3つ目が左下の「優れた人材や技術力による効率的な事業運営」、4つ目が右下の「情報発信による県民の理解の促進と信頼の構築」としております。

これらの経営理念のもと、企業局の目指す姿を「本県の豊かな水資源と河川環境を活用し、地域社会の持続的な発展と県民福祉の増進に貢献する公営企業」というふうにしております。

この目指す姿の実現に向け、事業ごとに課題の抽出を行い、事業経営の基本的な考え方となる経営の基本方針と戦略を整理しております。

概要図の下段左側の電気事業では、課題として、今後連続する大規模改良工事によって将来の収支が厳しくなるなど経営に大きく影響があること、施設の老朽化により電力供給に支障が生じる懸念があることなどが挙げられます。

これらを踏まえ経営の基本方針を「老朽化し

た発電所の計画的な更新と電力の安定供給を通じて持続可能な社会構築や経済の振興、県民の福祉増進に貢献する」とし、下の5つの戦略により事業を推進していくこととしております。

戦略1が、電力システム改革等に対応した経営基盤の強化を図るもので、大規模改良工事の中で発電電力量の増加や固定価格買取制度の適用による収益の確保等を検討してまいります。

戦略2は、老朽化した発電所等の計画的な更新により、信頼性や安全性の向上を図るもので、将来10年間の工事計画を策定しまして、長期的な視点で改修工事を実施してまいります。

戦略3ですが、大規模災害等におけるリスク対策の充実強化を図るもので、公衆災害リスクの高い施設の把握や対策などを検討してまいります。

戦略4は、技術力の向上など適切な人材育成や組織体制を確立するものであります。

戦略5は、積極的な地域貢献や情報発信を推進していくものであります。

次に、中央の欄の工業用水道事業では、課題としまして設備の更新等により収支が悪化することや施設の老朽化により工業用水の給水に支障が生じる懸念があることなどが挙げられます。

これらを踏まえまして、経営の基本方針を工業用水の低廉な料金を維持しつつ、施設の健全性を保ちながら、県北地域の産業振興を支援するとし、5つの戦略を掲げております。

戦略1は、効率的な設備投資と財源確保により、経営基盤の強化を図るもので、関連部局と連携した給水量の拡大やコストダウンの推進等に努めるものです。

戦略2は、設備の計画的な更新等により健全性を保持していくもので、アセットマネジメントの実施等によりの確に工事を実施していくも

のであります。

戦略3は、大規模災害等におけるリスク対策を充実強化するもので、施設の耐震対策の確認や改善などを行うものです。

戦略4は、適切な人材育成や組織体制を確立するものであります。

戦略5は、ユーザー企業等と情報共有を図るなど緊密に連携を図るものであります。

最後に、右側の欄の地域振興事業でございますが、課題としまして指定管理者と連携した利用者の増加対策や良好なコースコンディションの維持などが挙げられます。

これらを踏まえまして、経営の基本方針を河川敷ゴルフ場の特性を生かし、県民誰もが快適にプレイしやすい環境を提供することにより、県民の健康づくりや生きがいづくりと地域の振興に寄与するとし、戦略を3つ掲げております。

戦略1は、指定管理者と連携して経営基盤を強化するもので、多彩なコンペ等によるリピーターの確保や初心者誘客等を行います。

戦略の2ですが、フラットな河川敷コースの特色を生かした施設の提供を行うもので、高齢者や初心者など幅広い層が気軽に利用できる環境を整備します。

戦略の3ですが、地域貢献の推進と良好な河川環境の保全に努めるものです。

経営ビジョンの素案の概要につきましては、以上のとおりでございます。

今後は、先ほど御説明いたしましたとおり、パブリックコメントを実施した後、3月の常任委員会におきまして、今後の経営の見通し等も含め、成案を改めて御説明させていただきたいと考えております。

私からの説明は、以上であります。

○渡辺委員長 説明いただいたところですが、

午前中の時間が厳しくなっておりますので、御説明を受けたところまでとして、午後1時再開で、質疑は後に回したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。午後1時再開とし、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後0時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

質疑からということになっておりますが、少しお時間をいただきまして、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

傍聴される方をお願いいたします。

傍聴人は受付の際にお渡ししました、傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。

当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、企業局につきまして、先ほどのその他報告事項に関する質疑から再開いたします。

質疑がございましたらお願いいたします。

○井本委員 ビジョンですが、素案の概要の地域振興事業のところ、課題にこんなものが提起してあるからこんな基本方針になるんだろうけれども、課題としてあそこはどうなるの。この数年間、採算割れしている状態ではないのか。これを存亡させるかどうかという課題も、この中に入れておかないといけなかったのではないの。

○田原経営企画監 御指摘のとおり、確かに、

昨年、そしてことしも状況としては余りよくないんですが、ビジョンとしてはあくまで事業の継続を前提につくっております。今後、利用に応じて最適な形、形態をとるとか、そういう事業の見直しについても検討することとしております。

○井本委員 具体的にこの二、三年の収支はどうでしたか。

○田原経営企画監 地域振興事業は、平成29年度は若干の利益が出ております。30年度は700万円程度の赤字、今年度も先ほど総務課長から説明がありましたように、目標の8割を若干切っているところでございます。

○井本委員 これを企業局がやっているわけだから、企業局というのは絶対プラスにならない事業をやってはいけないと基本的になっている。法律で。わかっていますよね。これは地域に貢献するための事業ではない、極端なことを言うとも赤字でもやっていい事業ではないのよ。やはり必ずプラスにならなければいけないのは、あなたたちの使命だから。毎年赤字がついてるのにやるということは、私はちょっと。だからこの辺は別の部局に任せて、ゴルフをお年寄りの人たちにやってもらう、そして健康を増進する、これはいいことです。いいことだけれども、それはあなたたちの部局が持たないといけない使命ではないのではないかと思う。もし本当にそれを実現するなら別の部局でやるべきじゃないのかなと私は思うのだけれども、どうなんだろうか。

○田原経営企画監 まず、経営の状況が芳しくないということでございますが、私どもとしましても、このままじり貧のまま終わらせるということは考えておりません。指定管理者と連携しながら新たな誘客対策は進めております。具

体的に言いますと、お試しチケットというのを今配布しております、一ツ瀬のゴルフ場を1年以上利用していない人とか初心者の方、そういった方を対象に、ハーフの料金でワンラウンド周れるということでチケットを配っております。7月以降、4,300枚ほど配っているんですが、11月末までにチケットの利用者が大体540人おります。食いつき率は13%ぐらいで、非常に高い数字だと思っています。

そういったことで、指定管理者と私どもとしては、このままじり貧で終わらせるんじゃないで、できるだけ頑張っ、それでもどうしてもだめだということであれば、その時点で考えていきたい、そのように考えているところです。

それから、企業局でなくてほかの部局に任せたらという話ですけれども、一応、ビジョンのほうで触れておりますけれども、福祉部局と連携する形で、何とか高齢者の取り込みといったものを進めていきたいと考えております。

○井本委員 だから、問題としてわかっておいてもらえばいいんだけど、課題の分がはっきり出ていないものだから、やっぱり課題は課題で、存亡の危機にあると言ったらあれだけれども、もう少しそういう状況をにじませた課題を書いておかないと。指定管理者と連携した利用者増の取り込み、おそらくこのことを言っているんだろうけれども、これでははっきり出ていないんじゃないの。その辺をはっきり認識して、次のことを考えていますと言われたら、私もああそうですかと言うわけだから、認識しておいてもらえばいいです。

○濱砂委員 緑のダム造成事業について、最初に始めたのはいつだったんですか。

○奥総務課長 平成18年度でございます。

○濱砂委員 何カ所ぐらいやっていますか。

○奥総務課長 箇所数というよりは面積で申し上げますと……。

○濱砂委員 いや、箇所数も。ダムの上流でやっているんでしょ。

○渡辺委員長 植林の回数という感じで。

○濱砂委員 これ、始めたときはわかっているんだけど、崩壊しそうな山とかを後から聞くから。

○奥総務課長 済みません。箇所数で申し上げますと35カ所ございます。

○濱砂委員 面積は。

○奥総務課長 面積で申し上げますと、現時点で492.8ヘクタールです。

○濱砂委員 植栽にどれぐらいかけていますか。

○奥総務課長 30年度の実績で申し上げますと……。

○濱砂委員 トータルで。

○奥総務課長 トータルで補助金を含めまして8億1,000万円ほどです。補助金を除いた実質の負担は5億3,000万円です。

○濱砂委員 8億円、どんなですか。費用対効果で見たときに自然を維持する、水源涵養を含めて、これを計量化するのは難しいでしょうけれども、どうでしょうか。この目的で見たときに8億円かけて492、約500ヘクタールに植えている木はわかるんですが、ヤマザクラ、クヌギ、センダン、モミジで広葉樹ですよ。これはいわゆる建築材料ではない。治山の意味では非常に涵養力もあるのだけれども、この8億円という数字が実際に、費用対効果としてどういうものかなと思うんです。

○奥総務課長 流域の全体の面積が11万2,000ヘクタールぐらいございまして、我々が今取得した面積が492ヘクタールで、全体の面積からすると0.5%ですので、水源の涵養といった本当の効

果はなかなかはかれないし、面積的には微々たるものではあります。ただ未植栽地を減らして木々がふえていく、ほかの人が植えないところを我々が植えていくこと自体は大変意味があると思っております。この事業を通じまして森林組合等に事業を委託して経済効果もある程度見込めますし、ある程度の効果は上がっていると考えております。

○濱砂委員 九電が同じようなことをやっているんですが、何の効果も出ていないんです。御承知かもしれませんが、自然木は非常に強いんですけれども、植林したものは、そんなに山の力は強くないんです。切った後に自然に生えてくる、自然で育つ緑葉樹は非常に強いんですけれども。これは効果として、企業局のイメージとして自然にもちゃんと貢献していますという部分についてはいいかもしれないですが、これを続けていくのが今後どうなのかなという気がするんです。ちょっと時間はかかりますけれども、本来の山をつくったほうがいいのか、山の手入れをしながら、本来の山を手がけていく。植林というのはやっぱり山というか木を育てていくのが目的だから、この辺の考え方として、今後はやっぱりもう一度考えてみる必要があるんじゃないかな。人手もだんだん少なくなって森林組合が受け手となることも、なかなかもうできない時代です。なかなか難しい。今は自分の山を再造林するのさえ難しい。だから、もう少し違った意味の山の育て方を考えてみるというのかなと思ったものですから御検討ください。何かあれば。

○奥総務課長 委員がおっしゃるとおり、今は取得もなかなか難しくなってきました。ここ二、三年は適地もなくなってきましたので、新しく大きなところをなかなか取得できな

い状況にはあります。ただ今まで取得してきたところはかなりの面積がございまして、いろいろ災害等もございませうけれども、そこはしっかり管理していきたいと考えております。

○有岡委員 企業局の経営ビジョンの関係でお尋ねいたしますが、令和2年から令和11年の10年間の計画ということで、F I Tが適用されることによって、かなりまた環境が変わってくるのは確かですけれども、このビジョンの中の経営環境の変化ということで最も危惧しているのが、大規模災害に備えた危機管理対策、この部分が一つのテーマだと思っております。例えば、南海トラフ地震、集中豪雨のときのダムの放流の安全性とかアクセス道路の関係、いろいろ課題はあると思うんです。そういった意味でリスクアセスメントといったものをどういうふうに今後提示されるのか。その辺のタイムスケジュール的なことも含めて、内容についてお尋ねしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○森本工務課長 大規模災害等におけるリスク対策につきましては、まずは公衆災害リスクの高い施設の把握や対策などの検討ということでありまして、今現在、ちょうど委託で出しており、本年度、公衆災害リスク検討業務を始めているところでございます。これは水力発電施設の損壊に伴う公衆災害発生リスクを調査、整理するというのと、その整理結果に応じて対策など優先順位をつけてどこからやろうかということを経後また検討していくということで、今進めているところです。

○有岡委員 こういった計画をつくるにしても、いずれにしてもF I Tの適用が大きなテーマですので、また、ぜひよろしくお願ひします。

○蓬原委員 経営ビジョンで先ほどゴルフ場の話が出ましたけれども、今災害の話も出ました

が、日向灘は津波がかなりの確率で発生すると言われております。津波が発生した場合は、当然このゴルフ場は津波が遡上することによって、かぶることは間違いないですよ。そうしたときに補修のしようのない壊滅的な状況が生まれることも考えられる。

百年に1回の大雨等とありますけれども、物すごい濁流にやられてしまうということも考えられるわけですが、今これを見ると借入金が7億4,000万円、それも同じ企業局内の会計から借りていらっしゃる。内部留保は2億2,000万円、ところが借入金償還積立金の残高は元年度にはなくなりますと、令和6年度にはこれをずっと続けたとしてサービスセンターの改修で2,000万円の赤字が見込まれますとなっておりますけれども、もしそういう二度と使えないような状況とか、手を入れても再開できないような状況になったときの精算は、例えば、この施設は固定資産を持たないわけですよ。このあたりはどういうことを想定されているわけですか。

○田原経営企画監 そういう壊滅的な被害ということになれば、当然ゴルフ場は利用者が少なければ、そのまま閉鎖とか、そういう形になるかと思うんですけれども、一応、地域振興事業に電気事業から資金を貸し出してあります。その分については、もう返される見込みがなくなったということで処理しないと仕方がないかなというふうに考えております。

○蓬原委員 電気事業としては、当然欠損が発生するわけですよ。

○田原経営企画監 そのような形になるかと思ひます。

○蓬原委員 ここの収支見込みについて、いろいろ努力されているのはわかっているんですが、先ほどお試し券とか説明がありましたけれども、

これがプラスに転じていく可能性というか、とても努力しないとできないことでしょうか、そのあたりの見通しというか自信というか、そのあたりはどうですか。

○田原経営企画監 県内のほかのゴルフ場を見ましても、誘客の対策をしっかりとやっているところはふえてきているところがございます。したがって、何もしなければこのままじり貧だと思わんですが、しっかりと誘客対策をやれば、少なくとも現状維持とかふえる、そういった可能性もあるかと思えます。

○蓬原委員 いずれにしても、もうちょっとPRというか誘客というか、そこに力を。企業局のみならず行政の力をかりて県の広報に載せるとか、大々的に徹底してやらないと、ちょっと存亡の危機というか、何かそういう議論をしないといけないようなところに来ているのかなという気もするので、ぜひ集客、誘客に力を注ぐべきかなということを申し添えておきたいと思えます。

地域振興のために大いに役立っていることは間違いない。

○渡辺委員長 ほかよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他報告事項については以上といたします。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆さんお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後1時22分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

審議に入ります前に、本日の委員会に追加で1名の傍聴の申し出がございまして、都合4名の傍聴の申し出がっております。これを認めることといたします。

傍聴される方をお願いいたします。

傍聴人は、受付の際にお渡しをした傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴をお願いいたします。

また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますようお願いいたします。

それでは、今回、当委員会に付託されました議案等について、教育長の説明を求めます。

○日隈教育長 教育委員会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、説明に入る前に、御報告と、改めておわびを申し上げたいと思えます。

10月31日の常任委員会でおわび申し上げました、都城市石山小学校教頭の無免許運転に伴います道路交通法違反での現行犯逮捕を受けまして、運転免許証保有の緊急点検調査を実施したところ、不適正な事案が2件ございましたので、御報告いたします。

1件は、県西地区の中学校の臨時的任用講師が、長年にわたって運転免許を取得していなかったというものであります。

もう一件は、県央地区の中学校の同じく臨時的任用講師が、運転免許を失効していたというものであります。

現在、両事案について詳細な調査を行っているところでありまして、今後、石山小学校の事案を含め、事実関係が明らかになり次第、厳正に対処したいと考えております。

教職員によるたび重なる事案の発生によりまして、県議会を初め、県民の皆様方の信頼を裏切ることになりましたことを改めておわび申し上げます。

それでは、議案等について、座って説明させていただきます。

本日の文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりください。

目次をごらんいただきたいと思っております。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」、議案第10号「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」そして議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について」、以上3件でございます。

次に、その他の報告事項といたしまして、県立高校生の就職内定状況について、2つ目に、新美術公募展——仮称でございますが——について、そして3つ目が、第81回国民スポーツ大会に向けた競技力向上対策の経費についての3件を御報告させていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、引き続き担当課長から御説明いたします。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 次に、議案に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○黒木教職員課長 お手元の常任委員会資料の1ページをお開きください。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

1の改正の理由ですが、令和元年の人事委員

会勧告を踏まえ、教育委員会が所管します市町村立学校職員の給与等に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

2の改正の内容ですが、市町村立学校職員のうち、教育職の給料表を人事委員会勧告どおりに改定いたします。

3の施行期日等についてであります。公布の日から施行し、平成31年4月1日にさかのぼって適用することとしております。

最後に、資料はございませんが、行政職の給料表及び県立学校職員の給料表につきましては、知事部局所管の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例におきまして、所要の改正が行われる予定となっております。

説明は以上でございます。

○萩尾スポーツ振興課長 続きまして、お手元の令和元年11月定例県議会提出議案冊子の7ページをお開きください。

一番下のスポーツ振興課をごらんください。

議案第1号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」の債務負担行為の補正についてであります。

これは、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場、宮崎県総合運動公園有料公園施設の指定管理者の指定に伴い発生いたします令和2年度以降の県の負担額につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

期間は、指定管理者を指定する令和元年度から最終年度となる令和6年度までであり、限度額は指定管理料相当額であります。

次に、同じ冊子の125ページをお開きください。

議案第26号、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃

競技場、宮崎県総合運動公園有料公園施設につきまして、令和2年度以降の運営を行います指定管理者の指定に当たり、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、別冊の常任委員会資料で説明させていただきます。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

まず、1、施設の概要でございますが、(1) 現在指定管理をしている施設は、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場、宮崎県総合運動公園有料公園施設になります。

(2) 現在の指定管理者は宮崎県体育・スポーツ振興グループで、(3) 現在の指定期間は、平成27年4月1日から令和2年3月31日までの5年間であります。

次に、2の次期指定管理候補者でございますが、現在の指定管理者であります宮崎県体育・スポーツ振興グループが指定管理候補者として選定をされました。

なお、当グループは、公益財団法人宮崎県スポーツ施設協会と公益財団法人宮崎県体育協会で構成をされております。

3の指定期間ですが、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を予定しております。

次に、4の選定概要について説明いたします。

(1) 応募の状況でございますが、①募集期間として、令和元年7月1日から9月2日までの約2カ月間にわたり公募を行い、宮崎県体育・スポーツ振興グループ1団体から応募がありました。

次のページをごらんください。

(2) 指定管理候補者の審査方法につきまして、②にありますように、有識者等の5名の委員で構成される指定管理候補者選定委員会を設

置し、選定に向けた募集要領や選定の方法について協議を行うとともに、選定に係る審査を行いました。

また、③にありますように、教育長を議長とした指定管理候補者選定会議において、選定委員会の審査結果と施設所管課であるスポーツ振興課との審査結果を照らし合わせ、指定管理候補者案を決定しました。さらに、10月18日に開催された定例教育委員会において、最終的な指定管理候補者を選定したところであります。

選定の基準等として、④にありますとおり、表の左の選定基準欄①住民の平等な利用の確保や、②公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画などの視点から審査を行ったところであります。

次のページをごらんください。

(3) 審査及び選定理由であります。①にありますように、選定委員会における審査結果は、5人の委員の合計点が439.5点となり、最低基準点である委員合計500点中の6割、300点を満たしております。

また、②にありますように、選定会議における審査結果は86点となり、最低基準点である100点満点中の6割、60点を満たしております。

次に、③選定理由としましては、ア、選定委員会、選定会議の結果、最低基準点を満たしていること、イ、県の管理基準を十分理解し、住民の平等な利用が確保できること、ウ、施設の管理運営を着実に実施する能力を有していることなどが挙げられます。

5ページをごらんください。

5の提案内容についてでございますが、(1)の指定管理料の表、上から2段目、提案額の欄にありますとおり、指定管理候補者の提案額は、5年間で14億9,333万円となっております。

(2)は、候補者が立てた収支計画であります。

また、(3)県民サービスの向上等につきましては、①施設予約状況のホームページの提供、また、④施設営業日の拡大など、利用者に対する利便性の向上について、さまざまな取り組みが提案されているところでございます。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 議案に関する説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○有岡委員 スポーツ振興課にお尋ねいたしますが、4ページの審査及び選定理由で、439.5点ですから60点ほど不足するんですが、その60点の中え、どういうものがまだ不十分だろうという声があったのか、そういう内容がもし分析してあれば知りたいと思っています。例えば障がい者の就労支援の対応ができていないとか、そういう具体的な内容で課題が見つければ、今後の対応策、取り組みとして生かされるんじゃないかと思われましたのでお尋ねいたします。

○萩尾スポーツ振興課長 それぞれ選定委員会等を開きましたが、おおむね委員の方は、過去の実績に基づいて丁寧に事業計画が立てられているとか、全体的にしっかりした方針のもとに運営することとしているとか、維持管理の技能は十分に有しているといった意見の一方で、やはり芝の管理や維持管理の特別なスキル、プロスポーツにも対応しておりますので、職員が定年退職を迎えて急に退職されるとかという御意見がありました。それにつきましては、入ってきた方、いろんな方に研修でスキルをしっかりと伝える、あるいは作業マニュアル等を完備して薬の配合の細かいところまで研修をやっている

ような、そういうことで対応しているということがありました。

また、トレーニング室等があるのがちょっと見えづらいとか、こういういいところがあるところがわからないということがあって、もう少し広報を工夫したほうがいいんじゃないか、そういう御意見がございました。

○有岡委員 重ねて御質問いたしますが、指定管理者の場合、簡易な補修は指定管理者でやっていただくということで、基準があったと思うんですが、その基準額がわかれば教えていただきたいと思います。

○萩尾スポーツ振興課長 50万円でございます。

○有岡委員 ありがとうございます。

○日高委員 一点だけお伺いします。

5ページの一番下の県民サービスの向上等ということで、④番、施設営業日の拡大ということで、年末年始と出ていますが、この拡大の状況は、日にちと時間的にはどうなるんですか。

○萩尾スポーツ振興課長 ちょっとお待ちください。

○渡辺委員長 数字が出そうですか。もし時間かかるようなら、後ほどでも。

○萩尾スポーツ振興課長 それでは、後ほど。

○渡辺委員長 では、後ほどということで、もし質疑が先にあれば、ないですか。

○日高委員 もう一点、人件費の関係です。

令和2年度までは、運営の(2)で、人件費1億5,000万円という数字が出ていますが、これは、開放することによって、拡大することによってどれくらい人件費がふえたのか。令和元年是まだでしょうか、平成30年と比較ができるのかどうか。増額の部分です。

○萩尾スポーツ振興課長 人件費の件ですが、平成30年度は1億5,132万1,000円でございます。

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創

